

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月29日
【事業年度】	第25期（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月
売上高	(千円)	-	-	-	-	1,385,463
経常利益	(千円)	-	-	-	-	122,147
当期純利益	(千円)	-	-	-	-	108,577
包括利益	(千円)	-	-	-	-	101,826
純資産額	(千円)	-	-	-	-	1,644,727
総資産額	(千円)	-	-	-	-	2,860,111
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	288.65
1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	20.39
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	19.49
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	57.08
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	7.45
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	15.89
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	657,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	317,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	1,224,550
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	-	-	928,261
従業員数	(人)	-	-	-	-	34
(外、平均臨時雇用者数)		(-)	(-)	(-)	(-)	(9)

(注) 1. 第25期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成22年 5月	平成23年 5月	平成24年 5月	平成25年 5月	平成26年 5月
売上高 (千円)	737,952	1,213,080	1,359,448	1,248,610	1,169,835
経常利益又は経常損失 () (千円)	255,106	85,057	57,436	47,130	144,627
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	279,141	131,208	76,905	35,281	125,004
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 () (千円)	-	12,888	971	1,690	-
資本金 (千円)	779,125	781,317	785,155	792,971	920,203
発行済株式総数 (株)	57,879	58,079	58,429	59,069	6,516,100
純資産額 (千円)	1,196,378	1,332,785	1,395,252	1,288,738	1,657,204
総資産額 (千円)	1,843,222	1,895,693	1,704,605	1,725,370	2,637,865
1株当たり純資産額 (円)	21,811.30	24,198.15	25,126.54	253.87	291.83
1株当たり配当額 (円)	-	450	450	200	6
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	5,095.78	2,389.34	1,393.79	6.88	23.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	2,350.48	1,357.96	6.45	22.44
自己資本比率 (%)	64.8	70.2	81.6	74.3	62.6
自己資本利益率 (%)	-	10.39	5.65	2.64	8.53
株価収益率 (倍)	-	17.79	21.85	100.72	13.80
配当性向 (%)	-	18.8	32.3	29.1	25.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	657,896	406,446	980,342	190,472	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,832	88,439	100,380	24,609	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	360,936	84,000	456,411	145,300	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	451,530	213,872	632,832	661,316	-
従業員数 (人)	25	25	26	24	26
(外、平均臨時雇用者数)	(17)	(17)	(14)	(11)	(8)

- (注) 1. 当社は第25期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第21期に当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の記載を省略しております。

4. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第21期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 当事業年度において1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和62年8月	美術品の業者交換会 親和会 発足
平成元年6月	株式会社親和会設立（東京都中央区銀座七丁目3番13号）
平成2年3月	本社を東京都中央区銀座八丁目5番4号に移転
平成2年7月	古物商の許可を取得（東京都公安委員会許可 第301069001858号）
平成2年9月	第1回 シンワアートオークション 近代日本絵画オークション（現 近代美術オークション）を開催
平成3年6月	商号をシンワアートオークション株式会社に変更
平成12年6月	交換会事業からの撤退
平成12年7月	本社を東京都中央区銀座四丁目2番15号に移転
平成15年12月	本社を東京都中央区銀座七丁目4番12号に移転
平成17年4月	大阪証券取引所ヘラクレス（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成17年9月	大阪営業所（大阪市中央区）を開設
平成21年3月	大阪営業所（大阪市中央区）を閉鎖
平成25年4月	シンワメディカル株式会社（現シンワメディコ株式会社）設立、エーペック株式会社の株式取得
平成25年10月	Jオークション株式会社設立

3【事業の内容】

[概要]

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（シンワアートオークション株式会社）及び連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、主にオークション関連事業、再生可能エネルギー関連事業、医療機関向け支援事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであります。

なお、当社グループは当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、「オークション関連事業」、「再生可能エネルギー関連事業」を報告セグメントとしております。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

会社名	主な事業内容
シンワアートオークション株式会社（当社）	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Jオークション株式会社（連結子会社）	宝飾品を中心としたオークションの企画及び運営
エーバック株式会社（連結子会社）	再生可能エネルギー関連事業
シンワメディコ株式会社（連結子会社）	ファクタリング事業を主とする医療機関向け支援事業
ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED (持分法適用関連会社)	香港での美術品を中心としたオークションの企画及び運営、 美術品売買（主にコンテンポラリーアート）

(注) 旧シンワメディカル株式会社は、平成26年1月15日付で、シンワメディコ株式会社に商号変更いたしました。

(1) オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part オークションを定期的に開催しております。その他、ワイン及び西洋美術等のオークションも随時開催しております。なお、コンテンポラリーアートにつきましては、平成22年5月以降、当社の近代美術オークションもしくはASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDが香港で開催するオークションへ出品しております。また、ブランド雑貨、時計、宝飾品につきましては、平成25年10月22日付で子会社Jオークション株式会社を設立し、平成26年3月以降は当該子会社が開催するオークションで取り扱うこととしております。

オークション関連その他事業は、プライベートセールを中心に展開しております。プライベートセールは、オークション以外での相対取引の総称であり、プライベートセールでの販売も、オークション取引と同様に、販売価格をベースに販売委託者及び購入者から手数料を徴収する場合と、当社が作品を買取り、その在庫商品を購入希望者に販売する場合があります。その他、貴金属等買取サービスや時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売等があります。

以上のことを一表にまとめて要約すると次のとおりとなります。

事業部門	業務内容
オークション事業	
近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）
近代美術Part オークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
その他オークション	・ブランド雑貨、宝石、時計、ワイン、西洋美術等の上記以外のオークション
オークション関連その他事業	
プライベートセール	・オークション以外での相対取引
その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・貴金属等買取サービス ・時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売 他

(2) 再生可能エネルギー関連事業

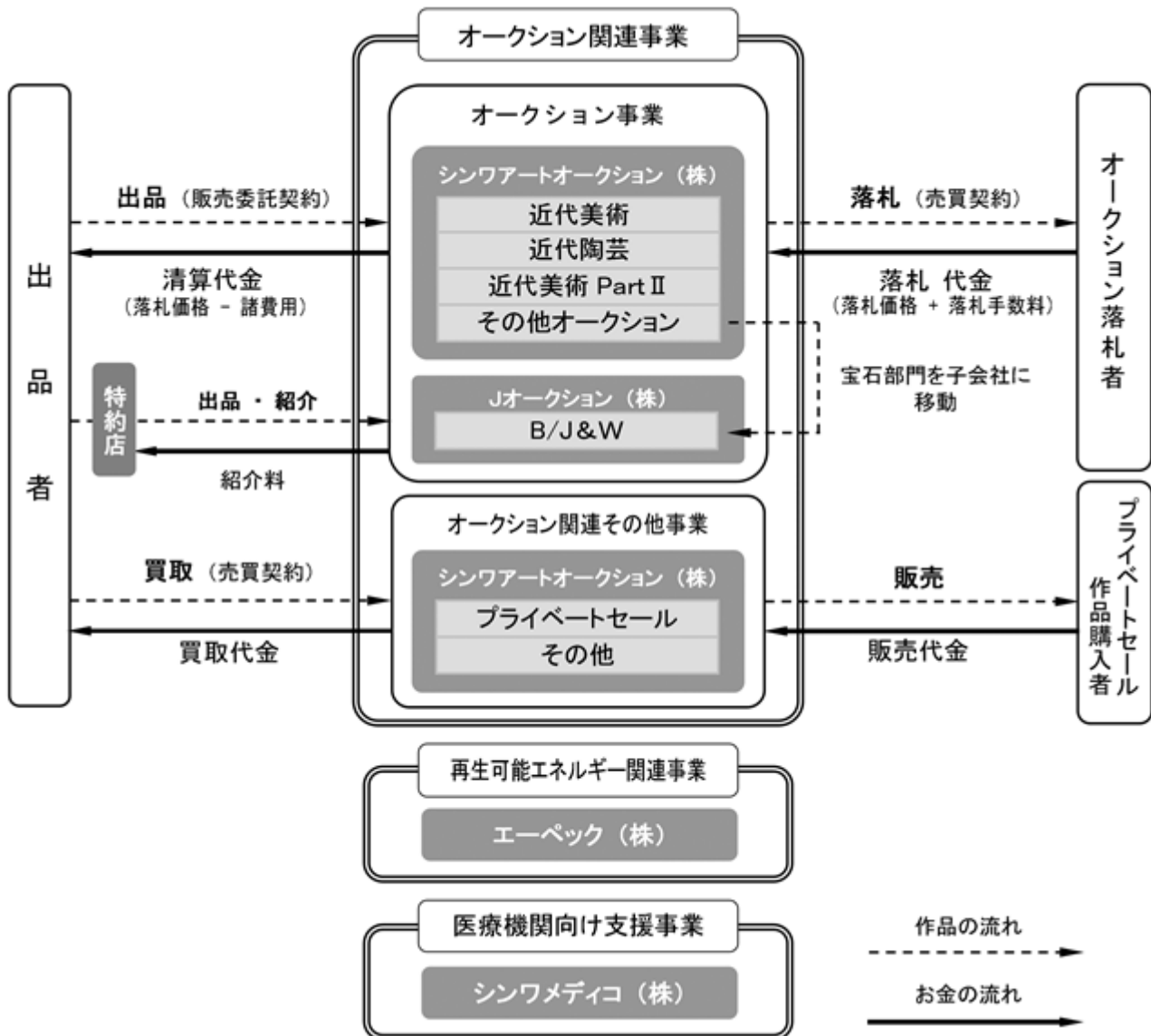
エーペック株式会社は、富裕層向けに50kW級の小型太陽光発電施設の分譲販売を行っております。また、メガソーラー発電施設を自社で保有し、売電事業を行っております。

(3) その他

シンワメディコ株式会社は、医療機関向け支援事業として、主に診療報酬債権ファクタリング事業を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) エーペック株式会社	東京都中央区	31百万円	再生可能エネルギー関連 事業	100	役員の兼任 資金援助
(連結子会社) Jオークション株式 会社	東京都台東区	10百万円	宝飾品を中心としたオー クション関連事業	51	役員の兼任 営業上の取引
(連結子会社) シンワメディコ株式 会社	東京都中央区	20百万円	医療機関向け支援事業	70 (20) (注)1	役員の兼任 資金援助
(関連会社) ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークション開催の企画 運営、美術品売買	21.1 (6.1) (注)1	役員の兼任 営業上の取引

(注)1. 議決権等の所有割合の()内は緊密な者の所有割合で外数であります。

2. エーペック株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。ただし、セグメントの「再生可能エネルギー関連事業」の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
オークション関連事業	29(8)
再生可能エネルギー関連事業	4(-)
その他	1(1)
合計	34(9)

(注)従業員数は就業人員であり、出向者及び臨時雇用者は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成26年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
26(8)	40.2	8.5	6,036,453

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 提出会社の従業員数は、セグメント区分上「オークション関連事業」に含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の金融政策、財政政策の効果や成長戦略への期待から、企業収益は改善し、個人消費の持ち直し、雇用情勢の改善等、全体的には緩やかな回復・拡大基調が続きました。物価は日銀のインフレ目標に沿ったかたちで上昇傾向にあり、また、本年4月の消費税率引き上げは、景気の腰折れには直接つながらないとの大方の見方もあって、デフレ脱却に向けた本格的な準備が進む一方、海外では、欧米の成長加速が今後見込まれるものの、新興国経済の鈍化、ウクライナ情勢の緊迫化など、なお不透明要因が残っております。

このような環境のもと、当社グループは、主力事業であるオークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めるとともに、再生可能エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業においては、安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

なお、当連結会計年度は連結財務諸表作成初年度であるため、オークション関連事業のみ前年度との比較分析を行っております。

オークション関連事業

オークション関連事業では、作品の募集環境に変化が少しずつあらわれており、市場の回復基調を背景に、全取扱高に占めるオークション取引の割合が、第22期から戦略的に力を入れてきたプライベートセールと比較して大きく増加したため、売上構成に大きな変化が生じ、売上高に占める手数料収入の割合が大きく増加しました。その結果、売上高は1,194,284千円（前年同期比4.4%減）、セグメント利益は148,339千円（前年同期比1.7%減）となりました。

部門別の業績は次のとおりです。

	当連結会計年度							
	平成26年5月期							
部 門	取扱高 (千円)	前年比 (%)	売上高 (千円)	前年比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	1,720,810	19.1	429,143	1.2	5	595	481	80.8
近代陶芸オークション (注)1	243,980	19.9	54,130	15.7	4	936	864	92.3
近代美術Part オークション	321,690	40.2	85,437	39.0	6	2,163	2,009	92.9
その他オークション (注)2	1,653,152	174.0	333,390	121.3	15	3,308	2,498	75.5
オークション事業合計	3,939,632	52.5	902,101	28.8	30	7,002	5,852	83.6
プライベートセール	205,099	54.1	194,955	54.2				
その他	153,254	22.0	97,227	20.8				
オークション関連 その他事業合計	358,354	44.3	292,182	46.7				
合 計	4,297,987	33.2	1,194,284	4.4				

(注)1. 近代陶芸オークション部門の取扱高、売上高が前年との比較で減少しているのは、「富本憲吉記念館 辻本勇コレクション」をその他オークション部門に含めたためであります。

2. その他オークションの開催については、出品の状況により随時開催しております。

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

) オークション事業

当連結会計年度は、合計30回のオークションを開催いたしました。

主力の近代美術オークション部門が前年比で1回少ない5開催にもかかわらず、出品点数、落札単価ともに前年比で大きく増加し、セグメントの売上高、利益に貢献しました。

その他オークション部門では、Bags/Jewellery&Watchesオークション4回(内1回は香港でJewellery&Watchesオークションとして開催)、ワインオークション2回、西洋美術オークション2回を開催した他、特別オークションとして「富本憲吉記念館 辻本勇コレクション」、「日本刀オークション」、「斎藤真一コレクション」、「織田広喜コレクション」を各1回、「草間彌生コレクション」を2回、「岩下記念館コレクション」1回を開催しました。特に、特別オークションとして開催した「富本憲吉記念館 辻本勇コレクション」、「日本刀オークション」及び「岩下記念館コレクション」はオークション開催前の予想を大きく上回る結果となり、セグメントの売上高、利益に大きく貢献しました。

なお、当社は、Jオークション株式会社を平成25年10月22日付で設立し、これまで、Bags/Jewellery&Watchesオークションで取り扱っていた宝飾品類は、当該子会社が開催するオークションで取り扱うこととし、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めておりますが、当連結会計年度中にJオークション株式会社が開催したオークションは1回でした。

) オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、当連結会計年度も積極的な取り扱いに努めましたが、前年実績と同クラスの高額品の取り扱いがなく、前年比では取扱高、売上高が減少となりました。

再生可能エネルギー関連事業

再生可能エネルギー関連事業では、群馬県渋川市において50kW級の小型太陽光発電施設11基を建設し、一部を販売するとともに、新たな50kW級の小型太陽光発電施設建設用地の確保にも積極的に努めました。しかしながら、現状の高水準の買取価格適用により各電力会社に対する売電のための申請が集中しており、売電向け発電設備として認定を受けづらい状況にあり、従って、個々の案件開発に時間がかかり、その間の投資コストがグループ全体の収益を押し下げる要因となりました。

また、当連結会計年度中に、宮崎県西都市に1MW級の太陽光発電施設を取得し、平成25年11月より売電事業を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度の再生可能エネルギー関連事業の売上高は190,303千円、セグメント損失 563千円となりました。

その他

医療機関向け支援事業では、平成25年6月より診療報酬債権ファクタリング事業を開始し、医療機関向けファクタリングのための具体的折衝を随時行っておりますが、当社の第7回新株予約権に係る資金調達の遅れと、当社からの一時貸付を再生可能エネルギー関連事業に対して優先的に行っていることにより、投資機会を見送る状況にあります。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高1,385,463千円、営業利益135,546千円、経常利益122,147千円、当期純利益108,577千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの減少、財務活動によるキャッシュ・フローの増加により247,754千円の資金増加となり、新規連結による資金増加19,189千円があり、当連結会計年度末の資金は928,261千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

なお、当連結会計年度は、連結財務諸表作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っていません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は、657,986千円となりました。これは主に、オークション未収入金の減少による増加、たな卸資産の増加による減少、前渡金の増加による減少、オークション未払金の減少による減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、317,440千円となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものであり、再生可能エネルギー関連事業の太陽光発電設備の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は、1,224,550千円となりました。これは主に短期借入金、長期借入金及び株式の発行によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、主に美術品等のオークション事業運営と再生可能エネルギー関連事業を行っており、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注状況の記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	前年同期比(%)
オークション関連事業(千円)	1,194,284	95.6
再生可能エネルギー関連事業 (千円)	190,303	-
報告セグメント計(千円)	1,384,587	-
その他(千円)	876	-
合計(千円)	1,385,463	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれていません。

2. 当連結会計年度は、連結財務諸表作成初年度であるため、オークション関連事業のみ前年度との比較を行っております。

3【対処すべき課題】

国内経済のリスク要因として消費税率の引き上げにより、短期的には経済成長が鈍化すると予想されますが、この影響は限定的とみられ、デフレ脱却に向けた動きが加速するものと思われま。そのような中、当社グループの主力であるオークション関連事業においては、美術品の価格は来期も上昇傾向が続き、作品の募集環境も徐々に改善が進むと考えられ、「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の再評価と価値付けを引き続き積極的に行ってまいります。当社がマーケットメーカーとして機能し、安定的な実績を上げることで、市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能であると考えております。また、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

再生可能エネルギー関連事業においては、市場の拡大に伴い、低圧型であっても、太陽光発電施設の建設用地確保や各電力会社への売電申請において他の企業との競合が予想されますが、太陽光発電施設の分譲販売のための新たな建設用地の確保に努め、50kW級の小型太陽光発電施設の分譲販売を積極的に行ってまいります。

同時に、中期的な財務上の課題の具体的解決を図るため、来期も、様々な事業主体との提携を含め、柔軟な発想で将来の安定的な収益源となる新たな事業を模索してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載事項は、本株式の投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点でご留意ください。なお、本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1．グループ全体

小規模組織について

当社グループはグループ従業員数50名未満と規模が小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も必要に応じ、内部管理体制の充実とそれに伴う人員補充を実施していく方針であります。人材の確保及び管理体制の維持ができなかった場合、適切な組織の対応が出来ず、組織効率が低下する可能性があり、業務に支障をきたす恐れがあります。

2．オークション関連事業

(1)オークションへの出品について

日本国内の美術市場にあっては、国内経済の回復・拡大基調を受け、取引全体のボリュームとしては震災前の市場規模にまでほぼ回復してきたという状況にあります。美術品の価格は引き続き上昇傾向にあり、作品の募集環境にも少しずつ改善がみられており、この傾向は今後更に拡大すると見込めることから、出品募集営業を徹底して強化していく所存ですが、順調に出品が増える保証はなく、出品数の減少が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社グループは、美術商、宝石商、百貨店及び他のオークション会社と競合関係にあります。オークションという公の場で登録をすれば誰でも同じ条件で参加でき、参加者が価格を決定する取引形態の優位性が認知度を高め、オークションの拡大につながっております。オークション会社数は近年若干の減少傾向にありますが、取扱商品に関する専門知識とオークション開催に係る労働集約型業務システム（作品の預り～鑑定～査定～カタログ作製～下見会～オークション会場運営～作品の発送等）が、オークションへの参入障壁となっております。

オークション会社間の競合は、出品募集、販売の営業戦略が最も重要な要因であり、特に当社の美術品の取り扱い、美術雑誌「月刊美術」の調査記事において、平成25年1年間の国内主要オークション会社7社他中、落札価額ベースで25.3%、特に10,000千円以上の価格帯では44.0%、20,000千円以上の高額価格帯では59.1%のシェアとなっており、国内最大級のオークション会社として美術品取引業界に幅広く認知されております。

海外には、クリスティーズ、サザビーズを筆頭に数多くのオークション会社がありますが、日本美術に関する知識、情報が参入障壁となっております。また、海外のオークション会社や国内外の中国人を主な対象として国内で開催される中国美術品の新興オークション会社とは基本的に取り扱い作品が異なるため、現在のところ外国絵画、コンテンポラリーアート等の一部ジャンルの美術品以外、競合関係にはありません。

その他、インターネットを使ったオークション（売却希望者と購入希望者が相対で取引できる場をインターネット上に提供しており、当社のように作品所有者から販売委託を受けて執り行うオークションとは相違しています。）に関して、商品を実際に検分できる場所を提供することなく、デジタル画像のみで取引を成立させるリスクは、高額品になるほど大きくなり、現状において、インターネットオークションと競合する分野は、低価格帯の美術品取引のみに限定されております。しかしながら、国内において、拡大・発展途上のオークションビジネスも、国内業者間の再編、海外の大手オークションハウスの本格的日本進出等が起こった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売上高の構成について

当社は、オークション落札価額に対する手数料収入（落札手数料及び出品手数料）が売上高の主たる構成となっております。落札手数料は、落札価額200万円以下に対し15.0%、200万円超5000万円以下に対し12.0%、5000万円超に対し10.0%、出品手数料は、落札価額の10.0%（いずれも別途消費税）としております。（但し、Jオークション株式会社が香港で開催するオークションの落札手数料につきましては、落札価額4,000,000HKD以下に対し20.0%、4,000,000HKD超に対し12.0%としております。）

なお、営業戦略上、当社が一旦買取った後に、当社の在庫商品としてオークションやプライベートセールで売却する場合があります。この場合、オークションでの落札価額またはプライベートセールでの販売価格がそのまま売上高として計上されるため、当社在庫商品の取扱高の増減が、売上高変動のひとつの要因となります。その他、カタログの販売高、出品者から徴収するカタログ掲載料で構成されるカタログ収入、有料会員から徴収する会費収入があります。

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月
取扱高	(千円)	2,871,369	4,419,342	3,534,011	3,225,967	4,297,987
売上高	(千円)	737,952	1,213,080	1,359,448	1,248,610	1,194,284
内商品売上高	(千円)	154,102	463,922	784,606	714,219	416,108

(4) 美術品の査定について

オークションに出品されるすべての作品は、査定委員会にて現物を直接検分して、評価額を決定しております。査定委員会は当社取締役を常任委員とし、必要に応じて担当部長ならびに社外の専門家を交えて複数のメンバーで構成しています。作品の評価額は、オークション出品の際、そのままエスティメイト（落札予想価格帯）を構成するため、適切な評価額を決定する体制を整えています。

また、オークションの公明性を高めるため、査定委員会常任委員が直接当社グループのオークションに出品することを禁止しています。しかしながら、査定委員会が現下の市況と大きく乖離した評価をし、その結果オークションで落札されないケースが連続した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 鑑定・鑑別の外部委託について

当社グループのオークションに出品される美術品や宝飾品の真贋に関しては、権威ある第三者機関に鑑定・鑑別を依頼しております。美術品に関しては、当社グループが認める鑑定機関及び鑑定人が存在する作家の作品に関しその鑑定を受け、宝飾品に関しては、原則として当社グループが定める鑑別機関の鑑別を受けることとしており、当社グループは、販売委託者と鑑定・鑑別機関及び鑑定人の仲介を行っておりますが、当社グループが鑑定・鑑別を行うことはありません。

オークションの開催・運営にあたっての規則であるオークション規約及び特約に基づき、当社グループの開催する近代美術、近代陶芸の出品作品、ブランドバック等のブランド雑貨に関し、当社グループは、オークションの開催日から5年以内に、落札作品が真作でないとの証明がなされた場合、落札作品を引き取り、落札者に代金を返還することになっております。但し、近代美術Part オークション等の低価格作品を取り扱うオークション、骨董（アンティーク）等の真贋判定の困難な作品に関しては保証しておりません。当社グループは、出品作品の真贋には、最善の注意を払い対応しておりますが、真作でない作品を誤って取り扱うことにより、信用低下につながる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) オークション未収入金及びオークション未払金について

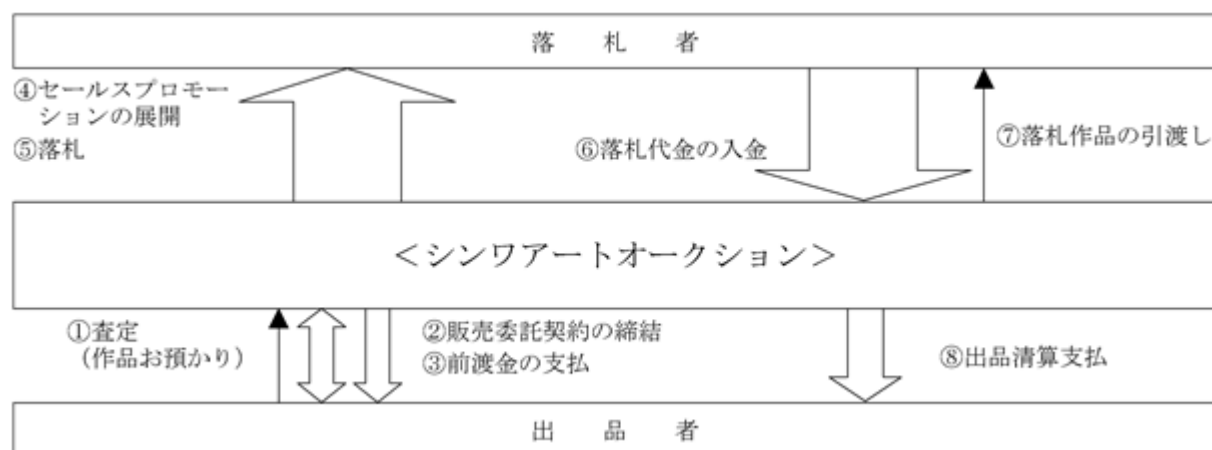
オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する、落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務であります。オークション規約及び販売委託に関する約定に基づき、落札者からは、オークション開催日から土日祝日を除く10日以内に購入代金が支払われ、出品者に対しては、オークション開催日から35日以内に販売代金を支払っており、従ってオークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、オークションの開催日程と連結会計年度末日との関係で増減します。

(7) 前渡金制度について

当社グループは、営業戦略上、業者のみならず一般コレクターからの出品を促進するためのシステムとして、オークションへの出品が決定した作品に関し、販売委託契約締結と同時に最低売却価格（成行き作品の場合はエスティメイト下限金額）の最大85%の金額を前渡しすることができる前渡金制度を採用しております。主に近代美術オークションにおいて契約締結から支払までの期間が最長約4ヶ月であることに關し、出品者の急な資金需要に対応できる施策として、当社グループの出品募集に大きく貢献しております。

前渡金が支払われている作品が不落札となった場合には、オークション終了後に出品者から前渡金が返還されることになっておりますが、万一、出品者が前渡金を返済できない事態が生じたとしても、不落札の作品を売却し、前渡金返済に充てることができます。しかしながら、今後事業が拡大する中で、前渡金の返還及び回収が滞る事案が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

・前渡金契約のフロー図



例) 最低売却価格：3,000,000円、落札価額：3,500,000円の場合

査定（作品お預かり）

作品をお預かりし、最終的な査定を行います。

販売委託契約の締結

オークション開催日の約2ヶ月前迄に販売委託契約を締結します。

前渡金の支払

販売委託契約の締結後に前渡金を支払います。

（最低売却価格3,000,000円の85%、2,550,000円を上限とします。）

セールスプロモーションの展開

カタログを作製し、オークション直前には下見会を開催します。

落札

オークションで落札。

落札代金の入金

オークション開催日より10日以内（土日祝日を除く）に入金いただきます。

（落札価額3,500,000円、落札手数料2,000,000円以下に対して16.2%の324,000円（税込）、2,000,000円超の1,500,000円に対して12.96%の194,400円（税込）の合計4,018,400円）

落札作品の引渡し

落札代金の入金確認後、作品を引渡しします。

出品清算支払

オークション開催日から35日以内に支払います。

（落札価額3,500,000円から出品手数料10.8%の378,000円（税込）、出品費用もしくはカタログ掲載料・保管料等の売り手費用と前渡金2,550,000円を控除した金額）

(8)一括保証取引について

当社は、大口で一括の出品に関して、営業戦略上、落札価額合計額の最低金額の保証を行う場合があります。一括保証した金額については、作品をお預かりし、契約締結後に前渡金として保証金額の支払いを行う場合がありますが、実際の落札価額合計額が、この保証金額に満たない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)美術品等の保管について

当社は、作品所有者からオークションへの出品依頼を受け、作品をお預かりしてから、落札者のもとへ納品されるまでの期間、作品を当社グループの倉庫等に保管しております。保管している作品についてはすべて保険を付保しており、盗難、火災等については保険の対象となっております。しかし、地震等の自然災害に起因する事故については保険対象外の扱いとなっていることから、地震等の自然災害が発生し出品予定作品が損壊した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

また、オークション規約上、当社の故意または重過失に起因する損害に関しては、通常の損害の他、予見可能な損害までを当社の責任の範囲と定めており、通常損害保険で担保されない範囲の損害が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)法的規制について

当社は、海外においてオークション事業を展開しているクリスティーズ、サザビーズ等の事業モデルを導入し、オークションによる美術品の流通形態を日本の市場に創造する目的で設立されました。

当社グループが行っているオークション形態は、日本国内においては、商法第551条の間屋（といや）に該当し、オークションの運営にあたっては、オークション規約を制定しておりますが、同規約は、民法、商法、消費者契約法、古物営業法等の規制を受けております。

これら、日本国内における法的規制により、過去において当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼした事実はありません。しかしながら、当社グループが行うオークションという事業形態は、日本国内で完全に認知を得ているわけではなく、将来的にオークションの運営に支障を来すような法令等の規制を受けた場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

現在、当社グループでは定期開催のオークションの他、西洋美術オークション、ワインオークション、個人収集品オークション等を随時開催しております。また、チャリティオークション開催のためのカタログ作製作業やオークション会場運営等の業務提供も行っております。ワインの取り扱いに関しては「酒税法」の、宝石・貴金属等の取り扱いに関しては「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の、西洋美術の一部の作品の取り扱いに関しては「電気用品安全法」の、象牙等の希少野生動物種の剥製、標本、器官等の取り扱いに関しては「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」の定めに従って行っております。今後も、取扱商品が拡大していく中で個別に法的規制を受けるケースが考えられますが、当社グループは、いかなる場合も法令を遵守し対応していく所存であります。しかしながら、将来的に個別の法的規制により当社が取り扱えないアイテムが発生し、当社グループの事業計画の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)古物の取り扱いについて

当社グループは、盗難品や遺失物を取り扱わないよう従業員に対しても定期的に教育を行っております。しかしながら、不測の事態により盗難品や遺失物がオークションに出品されるなどした場合、信用失墜により取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

(12)著作権について

当社のオークションカタログに図版を掲載するに当たり、著作権者或いは著作権管理団体に著作権使用に係る許諾を受けることを、当社が把握しているものについては実施しています。また、それ以外のものについては著作権法第47条の2の定める範囲内で掲載しております。当社の規定においては、著作権使用料は出品者負担として、請求がある著作権者或いは著作権管理団体に支払っておりますが、今後請求先が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)顧客情報の取り扱いについて

当社グループは、オークション出品者に対して、その出品者との間で締結される販売委託契約により、顧客情報に関する守秘義務を負っております。当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の取り扱いについては充分注意しております。しかしながら、不測の事態により情報が外部に漏洩する事態となった場合、信用の失墜による取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

(14) 戦略的在庫商品の保有について

美術市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事を目標に、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入し、戦略的在庫として保有し、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しております。当社が発行した第7回新株予約権行使による調達資金のうち、194,000千円を、戦略的在庫商品の確保のための資金に充当することとしておりますが、当社株価の低迷により、計画通り資金調達が進まない状況にあります。従って、今後の行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、金融機関等からの借り入れ等の資金調達手段を検討して資金を確保し、可能な限り作品の確保を進めていく考えであります。事業計画の見直しを余儀なくされる可能性があります。

戦略的在庫商品の購入後は、経済環境や美術品取引市場の著しい変動により、保有する戦略的在庫商品の評価の見直しを迫られる可能性があります。また、販売が計画通り進まず、保有期間の長期化による資金の固定化や、予想していた販売収益が得られない可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また美術品としての性格上、戦略的在庫として想定する作品の数は限定的であり、購入が計画通りに進まない可能性があります。

3. 再生可能エネルギー関連事業

(1) 法的規制について

当社グループは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき太陽光発電の分野で事業展開をしておりますが、今後の電力の固定価格買取制度における買取価格の引き下げや、買取年数の短縮等の政府の施策により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、大型発電施設の建設計画は、森林法等の法令や条例の規制を受けることにより許認可が下りるまでに時間がかかり、用地選定から売電開始に至るまでの期間が当初予想から大幅に長引いたり、計画そのものを途中で断念せざるを得ない状況になることも考えられ、これらの要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 気象・災害等のリスクについて

太陽光発電は、気象条件により発電量が左右されるほか、設備の劣化や天災・火災等の事故により、想定した発電量と実際の発電量との間に予期せぬかい離が生じる可能性があります。これらの要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 計画の遅延について

太陽光発電の分野には、現在多くの企業が参入しており、当社グループが手掛ける分譲向けの小型太陽光発電施設建設のための用地獲得でさえも各社競合により容易には進まず、また用地を取得した後においても、太陽光発電施設の分譲販売が計画通り進まない可能性があります。これらの要因により、収益の拡大が進まず、次の計画への資金が調達できないことから、事業計画そのもの見直しを迫られる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．医療機関向け支援事業

(1)資金調達について

医療機関向けファクタリング及び医療機関向け緊急財務支援の原資は、当社が発行した第7回新株予権行使による調達資金を充当することとしておりますが、当社株価の低迷により、当初の計画通り資金調達が進まない状況にあります。従って、今後の行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、最終的に事業計画そのものの見直しを余儀なくされる可能性があります。

さらに、一定の実績を積んだ後は、金融機関等からの借り入れにより、ファクタリング金額の増額を進める予定ですが、借入が思うように進まず、事業計画の見直しの必要が生じる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)支援先の信用力について

ファクタリング契約締結及び医療機関向けの緊急財務支援は、相手先医療機関のデューデリジェンスの後に当社グループの定める判断基準に照らして実行の是非を個別に判断するものであり、デューデリジェンスの結果次第ではファクタリング契約数が伸び悩み、或いは医療機関向けの緊急財務支援が実行されない可能性があります。またファクタリング契約締結後においても、診療報酬債権の請求先である健康保険組合等がデフォルトした場合には、診療報酬債権を回収出来ない可能性があります。その場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年5月31日現在9業者と正規特約店委託契約を締結しております。

(1)契約の目的

特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行うことを目的としております。業務内容は、オークション売却希望者から売却委託を受け、当社と出品契約を締結する業務と、オークション売却希望者を当社に紹介し、オークション売却希望者と当社との出品契約の締結の仲介をする業務があります。

(2)契約期間に関する事項

契約期間は、契約日から1年間とし、それ以降は自動更新であります。

(3)紹介料に関する事項

特約店の紹介による出品契約が締結された場合、当社は落札価額に応じた紹介料を特約店に支払います。

(4)契約解除に関する事項

契約満了の30日前までに契約解除の申し出があった場合、当社オークションへの出品及び紹介総額が一定基準に満たない場合、その他契約違反が生じた場合、当社は契約を解除することができます。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、当社グループは、過去の実績値や現状等を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき継続的に見積り、判断及び評価を行っております。

当社グループの経営陣が、当連結会計年度末において、見積り、判断及び評価等により、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えているものとしては、貸倒引当金、退職給付に係る負債、法人税等及び繰延税金資産があげられます。

なお、見積り、判断及び評価等については、過去の実績や現状等に基づいて合理的と考えられる要因等に基づいて行っておりますが、見積りや評価には、不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度の資産につきましては、総資産は、2,860,111千円（うち流動資産2,242,449千円、固定資産617,661千円）となりました。流動資産の主な内訳は、現金及び預金1,273,261千円、商品462,129千円、製品100,583千円、前渡金235,137千円であります。固定資産の主な内訳は機械装置及び運搬具292,440千円、投資その他の資産312,246千円であります。

負債は1,215,384千円（うち流動負債912,523千円、固定負債302,861千円）となりました。流動負債の主な内訳は、短期借入金696,500千円及びオークション未払金52,585千円であります。固定負債の主な内訳は長期借入金249,375千円及び退職給付に係る負債33,500千円であります。

純資産は、1,644,727千円となりました。この主な内訳は資本金920,203千円、資本剰余金524,953千円、利益剰余金412,053千円、自己株式 222,826千円であります。この結果、1株当たり純資産額は288.65円、自己資本比率は57.1%となっております。

なお、当連結会計年度は、連結財務諸表作成初年度であるため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

また、キャッシュ・フローの分析については「第2【事業の状況】の1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析は、「第2【事業の状況】の1【業績等の概要】」に詳述したとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、再生可能エネルギー関連事業で、宮崎県西都市に1MW級の太陽光発電設備を302,313千円にて取得いたしました。

なお当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)				従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	オークション関連 事業	オークション会場 展示場	6,176	506	2,202	8,885	15
本社事務所 (東京都江東区)	オークション関連 事業	本社機能	1,234	61	2,779	4,075	11 (8)

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 本社及び本社事務所の建物は賃借しており、年間賃借料は本社66,760千円、本社事務所11,042千円であります。

(2) 国内子会社

平成26年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)			従業員数 (人)
				機械装置及び 運搬具	その他	合計	
エーベック株式会社	太陽光発電設備 (宮崎県西都市)	再生可能エネルギー 関連事業	太陽光発電設備	291,873	-	291,873	-

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年8月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,516,100	6,516,100	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100株 であります。
計	6,516,100	6,516,100		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の内容
(平成22年10月18日取締役会決議による第4回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年7月31日)
新株予約権の数(個)	960	960
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000	96,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年11月2日 至平成27年11月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月2日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年11月1日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成25年1月21日取締役会決議による第5回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,368	1,368
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136,800	136,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年2月5日 至平成30年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき80円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 相続した新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に27%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に100%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げる。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月5日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容（コミットメント条項付き第三者割当契約）

（平成25年5月30日取締役会決議による第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成26年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年7月31日）
新株予約権の数（個）	153	153
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	765,000	766,989
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,262,500	3,254,000
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成27年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9	同左

（注）1．本新株予約権は新株予約権1個につき14,900円で償発行しております。

2．平成26年5月21日開催の取締役会決議により、平成26年6月5日付で、第11回新株予約権を発行しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されており、提出日の前月末現在の本新株予約権1個につき目的となる株式数は、5,013株であります。

3．当社が下記4「行使価額の調整」に従って行使価額の調整を行う場合には、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記4「行使価額の調整」（2）及び（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4．行使価額の調整

（1）当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記4．（2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア. 4.(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

イ. 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ウ. 4.(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は4.(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

エ. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに4.(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

オ. 4.(2)アからエまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには4.(2)アからエにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ア. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

イ. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

ウ. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記4.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ア. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - イ. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ウ. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 新株予約権の行使に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
7. 新株予約権の取得事由
- 本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
8. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
- 再編対象会社の同種の株式とする。
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
- 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
- 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年5月30日取締役会決議による第8回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年7月31日)
新株予約権の数(個)	980	980
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,000	98,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成30年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき640円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り上げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月17日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年6月16日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年11月8日取締役会決議による第9回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,950	2,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000	295,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,600	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年11月25日 至平成30年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき300円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り上げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月25日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年11月24日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の内容
（平成25年11月8日取締役会決議による第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成26年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年7月31日）
新株予約権の数（個）	2,300	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	230,000	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	68,200	
新株予約権の行使期間	自平成27年11月25日 至平成30年11月24日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3	
新株予約権の行使の条件	（注）4	
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	

（注）1．当社が、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- 2．当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- （1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- （2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3．（1）記載の資本金等増加限度額から、上記3．（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (5) 本新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (6) 本新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年11月25日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年11月24日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8 . 本新株予約権は、上記 5 . 「新株予約権の取得に関する事項」(5) に該当したため、平成26年 6 月 9 日の取締役会決議により、平成26年 6 月30日付で当社がその全部を無償で取得し、同日付でその全部を消却しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年6月1日～ 平成22年5月31日 (注)1	9	57,879	125	779,125	-	383,875
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注)2	200	58,079	2,192	781,317	2,192	386,067
平成23年6月1日～ 平成24年5月31日 (注)3	350	58,429	3,837	785,155	3,837	389,905
平成24年6月1日～ 平成25年5月31日 (注)4	640	59,069	7,816	792,971	7,816	397,721
平成25年6月1日～ 平成26年5月31日 (注)5、6	6,457,031	6,516,100	127,231	920,203	127,231	524,953

(注)1. 新株引受権の行使による増加であります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 平成25年12月1日付株式分割(1株につき100株の割合)により、発行済株式数が6,095,331株増加しております。

6. 新株予約権の行使により、発行済株式数が361,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ127,231千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	11	30	13	1	1,577	1,638	-
所有株式数 (単元)	-	15,684	2,106	9,540	3,002	1	34,824	65,157	400
所有株式数の 割合(%)	-	24.07	3.23	14.64	4.61	0.00	53.45	100	-

(注)1. 自己株式859,800株は、「個人その他」に8,598単元を含めて記載しております。

2. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

3. 当社は、平成25年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月1日をもって1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(7)【大株主の状況】

平成26年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	636,900	9.77
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海 トリトンスクエアタワーZ	567,200	8.70
株式会社ジャパンヘルスサミット	宮城県仙台市青葉区本町2-14-24	328,500	5.04
マイルストーンキャピタルマネジメ ント株式会社	東京都千代田区大手町2-6-2日本ビル6階	294,200	4.51
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	206,800	3.17
倉田 陽一郎	東京都江戸川区	190,000	2.92
中川 健治	神奈川県横浜市磯子区	150,000	2.30
株式会社ヤングアート	兵庫県高砂市米田町島2	135,300	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	120,500	1.85
RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON L ENDING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	7TH FLOOR, 155 WEL LINGTON STREET WES T TORONTO, ONTARI O, CANADA, M5V 3L3 (東京都品川区東品川2-3-14)	114,600	1.76
計		2,744,000	42.11

(注) 1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 上記のほか、自己株式が859,800株あります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。

4. 以下の大量保有報告書(変更報告書)の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、平成25年12月1日付より前に受領した大量保有報告書については株式分割前の株式数にて、平成25年12月1日付以降に受領した大量保有報告書については株式分割後の株式数にて報告を受けております。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成25年3月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成25年2月28日現在で5,028株保有している旨の報告

DIAMアセットマネジメント株式会社及びその関連会社2社から平成25年8月5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成25年7月31日現在で3,706株保有している旨の報告

日興アセットマネジメント株式会社から平成25年8月6日付で提出された大量保有報告書において、平成25年7月31日現在で3,031株保有している旨の報告

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から平成26年6月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成26年5月30日現在で232,100株保有している旨の報告

前記 から における当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。なお、当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、保有株券等の数は、株式分割を考慮した株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	502,800	8.61
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	370,600	6.25
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	303,100	5.11
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1	232,100	3.64

(注) 上表におけるDIAMアセットマネジメント株式会社及びその関連会社2社の保有割合は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	279,600	4.71
ダイヤモンド シンガポール プリーミィー リミテッド	2シェントン ウェイ #12-01 エスジューエックス センター1 シンガポール 068804	60,000	1.01
ダイヤモンド アセット マネジメント(ホンコン) リミテッド	スイーツ 1221-22 トゥーパシフィック プレイス 88 キーンズウェイ ホンコン	31,000	0.52

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 859,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式5,655,900	56,559	
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	6,516,100		
総株主の議決権		56,559	

(注) 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行うと共に、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【自己株式等】

平成26年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シンワアートオークション株式会社	東京都中央区銀座7-4-12	859,800	-	859,800	13.20
計	-	859,800	-	859,800	13.20

(注) 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成22年10月18日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年10月18日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成22年10月18日
付与対象者の区分及び人数	従業員 23人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成25年11月8日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成25年11月8日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成25年11月8日
付与対象者の区分及び人数	従業員 23人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	859,800	-	859,800	-

(注) 平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、当事業年度及び当期間における保有自己株式数は、株式分割による増加851,202株を含んでおります。

3【配当政策】

当社の配当政策の基本的な考え方は、収益状況に応じた配当を行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を総合的に勘案し、決定することとしております。内部留保資金につきましては、中長期的視野に基づいた事業拡大のための投融資等に充当したいと考えております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。また、状況に応じた対応を行えるよう、当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、1株につき6円の配当といたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成26年8月28日 定時株主総会決議	33,937	6

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月
最高(円)	38,800	84,300	47,350	94,000	74,700 709
最低(円)	18,000	18,000	27,400	21,210	45,500 287

(注)1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年12月1日、1株100株)による、権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年12月	平成26年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	697	687	561	467	460	419
最低(円)	587	556	437	375	371	287

(注)1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	倉田 陽一郎	昭和40年2月11日生	昭和62年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社 昭和63年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社 平成4年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社 平成9年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立 代表取締役就任 平成10年10月 国務大臣金融再生委員会委員長 政務秘書官就任 平成11年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役就任 平成13年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成21年4月 SHINWA ART AUCTION HONG KONG COMPANY LIMITED (現 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED) 代表取締役就任(現任) 平成25年4月 エーベック株式会社代表取締役社長就任(現任) シンワメディカル株式会社(現シンワメディコ株式会社)代表取締役社長就任(現任)	(注)3	190,000
専務取締役	代表取締役	中川 健治	昭和26年6月3日生	昭和51年4月 株式会社永善堂 入社 平成11年2月 当社入社 総支配人 平成13年6月 当社専務取締役就任 平成22年1月 当社代表取締役専務取締役就任(現任)	(注)3	150,000
取締役		泉山 隆	昭和44年3月17日生	平成2年6月 当社入社 平成12年4月 当社第一営業部長 平成12年6月 当社営業部長 平成14年4月 当社営業本部長 平成14年7月 当社取締役就任(現任)	(注)3	53,000
取締役		石井 一輝	昭和45年4月8日生	平成10年4月 当社入社 平成12年4月 当社人事部長 平成14年4月 当社総務人事部長 平成24年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	13,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		木下 邦彦	昭和20年3月12日生	昭和47年3月 公認会計士登録 昭和48年1月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成3年6月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成5年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所所長 同監査法人本部理事 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 木下邦彦公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役		羽佐田 信治	昭和37年12月10日生	昭和60年4月 株式会社西武百貨店 入社 平成3年4月 株式会社泰明画廊 入社 平成12年10月 当社入社 営業部長 平成13年6月 当社常務取締役就任 平成24年8月 当社常務取締役退任 平成24年8月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	58,500
監査役 (非常勤)		足達 堅	昭和18年4月18日生	昭和46年4月 夏目達郎会計事務所 入所 昭和48年4月 大手町監査法人 勤務 昭和53年4月 公認会計士銀座共同事務所 入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和55年12月 税理士登録 平成10年4月 足達会計事務所開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	22,800
監査役 (非常勤)		佐野 洋二	昭和24年12月15日生	昭和50年4月 東京弁護士会登録 黒田法律事務所入所 昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 昭和55年4月 佐野法律事務所(現MOS合同法律事務所)開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	17,800
計						505,100

- (注) 1. 取締役木下邦彦は、社外取締役であります。
2. 監査役足達堅及び監査役佐野洋二は、社外監査役であります。
3. 平成25年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成26年8月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成23年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、株主をはじめ取引先、従業員等全ての利害関係者の利益を総合的に考慮し、長期にわたって企業価値を高める経営に全社を上げて取り組まなければならないと考えております。そのために今後も、経営の透明性と健全性の充実を図るとともに、経営の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指しております。

また、株主や投資家の皆様への情報開示を法定開示に留めることなく、当社の事業内容・財務状況をタイムリーにご理解いただけるよう積極的な広報・IR活動を展開しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

ア．取締役会

当社を取り巻く経営環境は、めまぐるしく変化しているため、経営の意思決定から業務執行の意思決定までを迅速に対応する必要があり、少数精鋭による経営体制が適当であることから、取締役会は、5名の取締役により構成され、月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議を行うとともに、業績の進捗状況及び、経営方針に係る報告を行っております。当社取締役5名のうち1名は社外取締役であり、公認会計士としての企業会計に精通する専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、社外取締役が独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。なお、当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

イ．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役によって構成されております。当社は、社外監査役のうち1名を独立役員として指定しておりますが、独立役員は、公認会計士であり、企業財務・会計に対する高い知見を有しており、独立した立場から経営に関する監視を行っております。また、常勤監査役は、取締役会の他経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

監査役及び監査役会は、内部監査を行う内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人であるUHY東京監査法人与意見交換を行う等、緊密な連携を取りながら適正な監査を実施しております。なお、当社は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役2名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

ウ．内部監査

当社は、日々の業務がルールに沿って正しく運営されていることを確認する内部監査の重要性を踏まえ、内部監査室を設置し、担当者を1名任命し、計画的に実施しております。

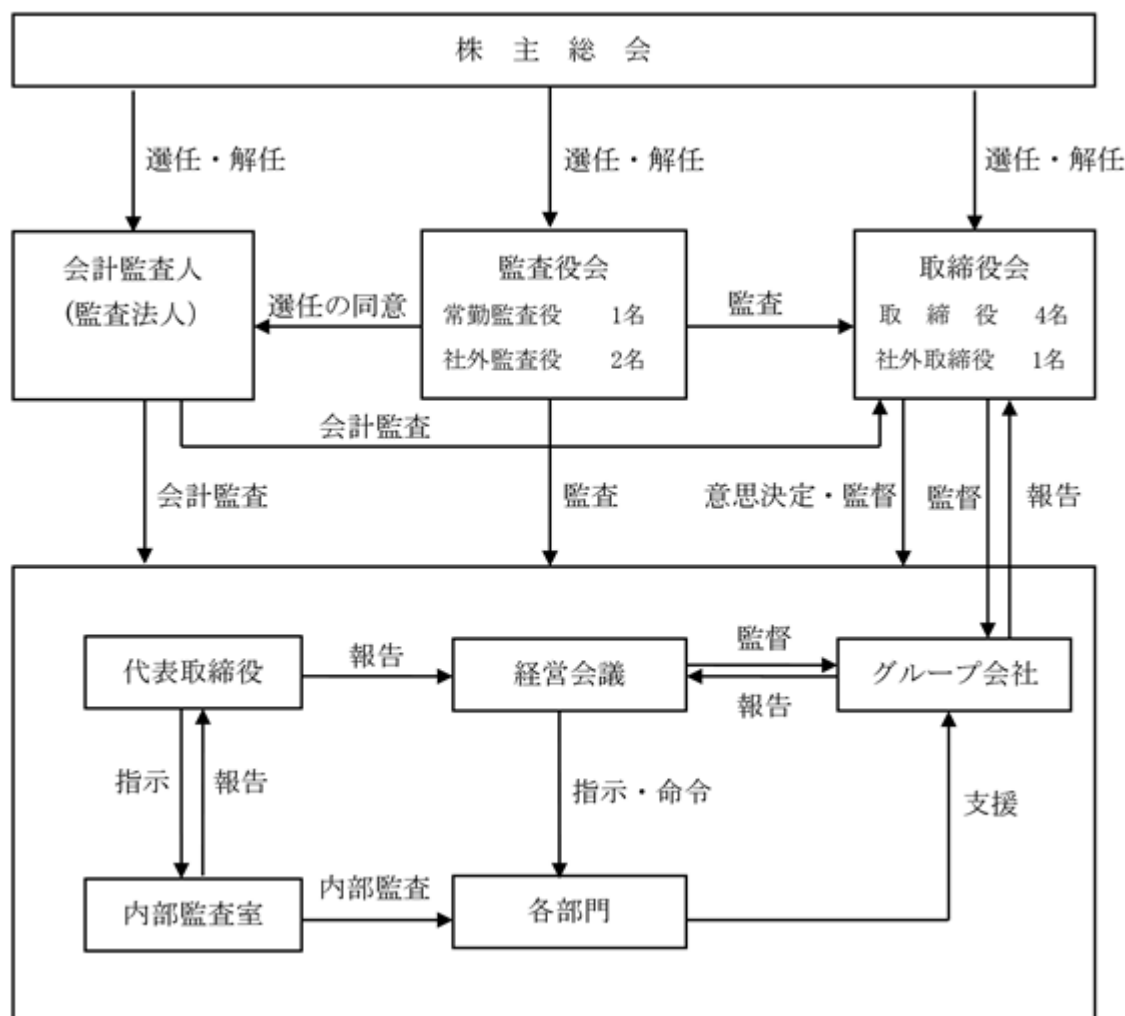
エ．会計監査の状況

会計監査人の名称 UHY東京監査法人

当社は、UHY東京監査法人与監査契約を結び、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、谷田修一氏、鹿目達也氏の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名からなっております。

オ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。



．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が継続的にその精神を役員及び従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進しております。これらの徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括することとし、同部を中心に全社的教育を行っております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者は総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告をおこなっております。また、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営しております。

．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存を行っており、取締役及び監査役は「文書取扱規程」により、これらの文書等を常時閲覧できることとしております。

．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び商品管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行っており、全社横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行っております。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めこれに対処することとしております。

・取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務遂行の執行の効率化を図っております。

ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会、経営会議が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図っております。

- ・職務権限・意思決定ルールの方策
- ・経営会議の設置
- ・取締役会による中期経営計画の方策
- ・中期経営計画に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定
- ・ITを活用した月次業績管理の実施
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

・当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理しております。当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示するほか、子会社の重要事項は当社取締役会または経営会議において精査すること等により、子会社に対する統制を行い、その業務の適正を確保しております。また、監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査することとしております。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができます。内部監査担当者は監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けないものとしております。なお、補助者の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重するものとしております。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告するものとしております。各監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保しております。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

また、役員及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努め、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図っております。

カ．社外取締役及び社外監査役

当社は、社外からの経営チェック機能を果たすために、専門性、独立性の高い社外役員として、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任する際の独立性に関する基準または方針を設けておりませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえ、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、経営陣から独立した立場から、社外役員として公正かつ専門的な監査・監督の機能を発揮できる十分な独立性が保たれていることを個別に判断しております。

社外取締役木下邦彦氏は、公認会計士としての専門性を活かし、主に営業活動の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

社外監査役足達堅氏は、公認会計士としての専門性を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

社外監査役佐野洋二氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

「5. 役員状況」に記載のとおり、社外監査役2名はそれぞれ当社株式を保有しておりますが、その数は僅少であり、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額としております。

キ．役員報酬の内容等

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の取締役に対する報酬については、業績連動型の報酬制度を採用しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	賞与 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	76,298	57,909	18,389	4
監査役 (社外監査役を除く)	17,275	12,600	4,675	1
社外役員	9,149	7,800	1,349	3
合計	102,723	78,309	24,414	8

(注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、150,000千円であります。

2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、50,000千円であります。

・役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

ク．株式の保有状況

該当事項はありません。

ケ．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社の取締役会は毎月開催されており、平成26年5月期には臨時取締役会とあわせて23回開催し、経営の基本方針、会社の重要事項を協議決定いたしました。

監査役会につきましては、平成26年5月期に6回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定いたしました。

コ．取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

サ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

ア．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	17,066	-
計	17,066	-

(注) 前事業年度における監査証明業務に基づく報酬の内訳は以下のとおりです。

UHY東京監査法人 12,000千円

新日本有限責任監査法人 5,066千円

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	12,000	500
連結子会社	-	-
計	12,000	500

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容としましては、財務デューデリジェンス業務があります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の属する業種、会社規模、監査日数等を勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年6月1日から平成26年5月31日)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(平成25年6月1日から平成26年5月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年6月1日から平成26年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年6月1日から平成26年5月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成26年5月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,273,261
売掛金	5,065
オークション未収入金	26,100
商品	462,129
製品	100,583
仕掛品	55,590
前渡金	235,137
繰延税金資産	40,994
その他	43,618
貸倒引当金	31
流動資産合計	2,242,449
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	97,355
減価償却累計額	89,944
建物及び構築物(純額)	7,410
機械装置及び運搬具	312,995
減価償却累計額	20,554
機械装置及び運搬具(純額)	292,440
その他	34,728
減価償却累計額	29,164
その他(純額)	5,563
有形固定資産合計	305,415
投資その他の資産	
繰延税金資産	15,018
商品共同投資	240,853
その他	70,193
貸倒引当金	13,819
投資その他の資産合計	312,246
固定資産合計	617,661
資産合計	2,860,111

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成26年5月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	4,669
オークション未払金	52,585
短期借入金	1,269,500
1年内返済予定の長期借入金	28,500
未払法人税等	20,310
賞与引当金	18,484
役員賞与引当金	24,415
その他	67,058
流動負債合計	912,523
固定負債	
長期借入金	249,375
退職給付に係る負債	33,500
資産除去債務	7,386
その他	12,600
固定負債合計	302,861
負債合計	1,215,384
純資産の部	
株主資本	
資本金	920,203
資本剰余金	524,953
利益剰余金	412,053
自己株式	222,826
株主資本合計	1,634,383
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	1,708
その他の包括利益累計額合計	1,708
新株予約権	6,507
少数株主持分	5,544
純資産合計	1,644,727
負債純資産合計	2,860,111

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
売上高	1,385,463
売上原価	3 579,899
売上総利益	805,563
販売費及び一般管理費	1 670,017
営業利益	135,546
営業外収益	
受取利息	200
為替差益	1,726
受取保険金	1,800
受取査定報酬	721
その他	1,362
営業外収益合計	5,811
営業外費用	
支払利息	8,951
持分法による投資損失	1,054
新株予約権発行費用	8,147
その他	1,058
営業外費用合計	19,211
経常利益	122,147
特別利益	
新株予約権戻入益	1,777
特別利益合計	1,777
特別損失	
固定資産除却損	2 1,450
事務所移転費用	2,318
特別損失合計	3,769
税金等調整前当期純利益	120,155
法人税、住民税及び事業税	18,696
法人税等調整額	2,076
法人税等合計	16,620
少数株主損益調整前当期純利益	103,535
少数株主損失()	5,042
当期純利益	108,577

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	103,535
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,708
その他の包括利益合計	1,708
包括利益	101,826
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	106,869
少数株主に係る包括利益	5,042

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	792,971	397,721	313,455	222,826	1,281,322
当期変動額					
新株の発行	127,231	127,231			254,463
剰余金の配当			10,094		10,094
当期純利益			108,577		108,577
連結範囲の変動			114		114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	127,231	127,231	98,597	-	353,061
当期末残高	920,203	524,953	412,053	222,826	1,634,383

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	7,416	-	1,288,738
当期変動額					
新株の発行					254,463
剰余金の配当					10,094
当期純利益					108,577
連結範囲の変動					114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,708	1,708	908	5,544	2,926
当期変動額合計	1,708	1,708	908	5,544	355,988
当期末残高	1,708	1,708	6,507	5,544	1,644,727

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	120,155
減価償却費	18,447
貸倒引当金の増減額(は減少)	326
賞与引当金の増減額(は減少)	5,032
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9,433
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,550
受取利息及び受取配当金	200
支払利息	8,951
新株予約権戻入益	1,777
売上債権の増減額(は増加)	60,928
オークション未収入金の増減額(は増加)	144,849
たな卸資産の増減額(は増加)	395,550
前渡金の増減額(は増加)	164,057
仕入債務の増減額(は減少)	1,003
オークション未払金の増減額(は減少)	241,138
有形固定資産除却損	1,450
商品共同投資の増減額(は増加)	225,615
その他	10,658
小計	645,214
利息及び配当金の受取額	208
利息の支払額	8,406
法人税等の支払額	4,575
営業活動によるキャッシュ・フロー	657,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	301,367
定期預金の預入による支出	425,000
定期預金の払戻による収入	425,000
貸付けによる支出	10,000
敷金及び保証金の差入による支出	8,655
敷金及び保証金の回収による収入	2,582
投資活動によるキャッシュ・フロー	317,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	696,500
長期借入れによる収入	285,000
長期借入金の返済による支出	7,125
株式の発行による収入	250,812
新株予約権の発行による収入	4,520
配当金の支払額	10,056
少数株主からの払込みによる収入	4,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,224,550
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,367
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	247,754
現金及び現金同等物の期首残高	661,316
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	19,189
現金及び現金同等物の期末残高	928,261

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

エーベック株式会社

シンワメディコ株式会社

Jオークション株式会社

当連結会計年度より、非連結子会社であったエーベック株式会社及びシンワメディコ株式会社は重要性が増したため、またJオークション株式会社については新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

当連結会計年度より、連結財務諸表の作成に伴い、持分法非適用の関連会社であったASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDについて、持分法適用の範囲に含めております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を適用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

機械及び装置 17年

車両運搬具 5年

その他 3年～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成26年5月31日)
定期預金	300,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成26年5月31日)
短期借入金	480,000千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成26年5月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円
借入実行残高	480,000千円
差引額	320,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
役員報酬	86,709千円
給料及び手当	165,264千円
地代家賃	80,994千円
退職給付費用	4,850千円
役員賞与引当金繰入額	24,414千円
賞与引当金繰入額	18,484千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
建物及び構築物	1,428千円
その他	22
計	1,450

3 期末商品は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれておりません。

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
	41,840千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
為替換算調整勘定：	
当期発生額	1,708千円
組替調整額	
税効果調整前	1,708
税効果額	-
為替換算調整勘定	1,708
その他の包括利益合計	1,708

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成25年6月1日至平成26年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)2	59,069	6,457,031	-	6,516,100
合計	59,069	6,457,031	-	6,516,100
自己株式				
普通株式(注)3	8,598	851,202	-	859,800
合計	8,598	851,202	-	859,800

(注)1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加6,457,031株は、株式分割による増加6,095,331株及び新株予約権の行使による増加361,700株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加851,202株は、上記1の株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成22年第2回新株予 約権(注)1,3	普通株式	1,350	84,150	85,500	-	-
	平成25年第5回新株予 約権(注)1,3	普通株式	2,870	257,400	123,470	136,800	109
	平成25年第7回新株予 約権(注)2,3	普通株式	-	876,250	111,250	765,000	2,279
	平成25年第8回新株予 約権(注)2,3	普通株式	-	98,020	20	98,000	627
	平成25年第9回新株予 約権(注)2,3	普通株式	-	300,000	5,000	295,000	885
	平成22年第4回ストッ ク・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	2,606
合計	-	-	4,220	1,615,820	325,240	1,294,800	6,507

(注)1. 当連結会計年度増加は、平成25年12月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)によるものであります。

2. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行及び平成25年12月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)によるものであります。

3. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年8月29日 定時株主総会	普通株式	10,094	200	平成25年5月31日	平成25年8月30日

(注) 当社は平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たりの配当額は、株式分割前の金額で記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年8月28日 定時株主総会	普通株式	33,937	利益剰余金	6	平成26年5月31日	平成26年8月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
現金及び預金勘定	1,273,261千円
預入期間が3か月を超える定期預金	345,000
現金及び現金同等物	928,261

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用やデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

オークション事業における営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。

前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、不落札になった場合は顧客の信用リスクがあります。

短期借入金は主に商品の仕入及び前渡金に係る運転資金の調達を目的としております。

長期借入金は設備投資に係る資金調達を目的にしており、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）

オークション事業の売掛金及びオークション未収入金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及び販売委託契約締結後の支払を条件としており、リスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（平成26年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,273,261	1,273,261	-
(2) 売掛金	5,065		
貸倒引当金 *1	0		
差引	5,064	5,064	-
(3) オークション未収入金	26,100		
貸倒引当金 *2	30		
差引	26,069	26,069	-
(4) 前渡金	235,137	235,137	-
資産計	1,539,533	1,539,533	-
(1) 買掛金	4,669	4,669	-
(2) オークション未払金	52,585	52,585	-
(3) 短期借入金	696,500	696,500	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	28,500	28,500	-
(5) 長期借入金	249,375	249,375	-
負債計	1,031,629	1,031,629	-

(*1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) オークション未収入金 (4) 前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) オークション未払金 (3) 短期借入金 (4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度（平成26年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,273,261	-	-	-
売掛金	5,065	-	-	-
オークション未収入金	26,100	-	-	-
前渡金	235,137	-	-	-
合計	1,539,564	-	-	-

３．借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度（平成26年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	696,500	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	28,500	-	-	-	-	-
長期借入金	-	249,375	-	-	-	-
合計	725,000	249,375	-	-	-	-

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。当社及連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	28,950千円
退職給付費用	4,850
退職給付の支払額	150
その他	150
<hr/>	
退職給付に係る負債の期末残高	33,500

(注) その他は、退職金の実際支給額が引当額を下回ったために生じた戻入額であります。

3. 退職給付費用に関する事項

簡便法で計算した退職給付費用	4,850千円
----------------	---------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-

2. スtock・オプションの消却による利益計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
特別利益(新株予約権戻入益)(注)	1,777

(注) 平成25年第6回新株予約権によるストック・オプションの消却によるものであります。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第6回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第10回新株予約権によるストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員23名	当社の従業員24名	当社の従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式240,000株	普通株式126,000株	普通株式230,000株
付与日	平成22年11月2日	平成25年2月5日	平成25年11月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成22年11月2日 至 平成24年11月1日	自 平成25年2月5日 至 平成27年2月4日	自 平成25年11月25日 至 平成27年11月24日
権利行使期間	自 平成24年11月2日 至 平成27年11月1日	自 平成27年2月5日 至 平成30年2月4日	自 平成27年11月25日 至 平成30年11月24日

(注) 1. 平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数は調整後の株式の数を記載しております。

2. 第10回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成26年6月9日開催の取締役会にて、当社が平成26年6月30日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却することを決議いたしました。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第6回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第10回新株予約権によるストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	121,000	-
付与	-	-	230,000
失効	-	121,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	230,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	178,000	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	82,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	96,000	-	-

(注) 1. 平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数は調整後の株式の数を記載しております。

2. 第10回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成26年6月9日開催の取締役会にて、当社が平成26年6月30日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却することを決議いたしました。

単価情報

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第6回新株予約権によるストック・オプション	平成25年第10回新株予約権によるストック・オプション
権利行使価格 (円)	205	440	682
行使時平均株価 (円)	497	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	27	95	185

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年第10回新株予約権によるストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第10回新株予約権
株価変動性	76.63%
予想残存期間	3.5年
予想配当	0.29%
無リスク利息率	0.146%

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年5月31日)
繰延税金資産(流動)	
賞与引当金否認額	6,580千円
退職給付に係る負債否認額	11,926
未払事業税否認額	1,265
減価償却超過額	3,092
貸倒引当金否認額	4,930
棚卸商品評価損否認額	32,537
関係会社株式評価損否認額	7,262
資産除去費用	4,626
繰越欠損金	7,232
その他	15,892
繰延税金資産小計	95,346
評価性引当額	39,333
繰延税金資産合計	56,013
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	56,013

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年5月31日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.5
住民税均等割	1.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5
評価性引当	36.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.8

注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成26年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来38.0%より35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,838千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備用の土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から21年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
期首残高	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,313
時の経過による調整額	72
資産除去債務の履行による減少額	-
その他増減額(は減少)	-
期末残高	7,386

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社及び当社の連結子会社は、オークションの企画、運営を行うオークション関連事業と再生可能エネルギー関連事業、医療機関向け支援事業を行っております。

当連結会計年度より、より合理的な経営判断を行うために、報告セグメントを従来の「近代美術オークション」、「近代陶芸オークション」、「近代美術Part オークション」、「その他オークション」、「プライベートセール」、「再生可能エネルギー関連事業」の6区分から、「オークション関連事業」、「再生可能エネルギー関連事業」の2区分に変更することといたしました。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計
	オークション 関連事業	再生可能エネ ルギー関連事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,194,284	190,303	1,384,587	876	1,385,463
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,194,284	190,303	1,384,587	876	1,385,463
セグメント利益又は損失()	148,339	563	147,776	12,229	135,546
セグメント資産	2,234,093	613,989	2,848,083	12,027	2,860,111
その他の項目					
減価償却費	7,113	10,152	17,266	298	17,565
有形固定資産の増減額	5,405	302,380	307,785	813	308,599

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

当連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	香港	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運営、美術品売買	所有 直接21.1% 間接6.1%	役員の兼務 オークション業務委託	オークション未収入金の回収	76,174	オークション未収入金	889

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

当連結会計年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	香港	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運営、美術品売買	所有 直接21.1% 間接6.1%	役員の兼務 オークション業務委託	オークション未収入金の回収	81,047	オークション未収入金	4,366

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
1株当たり純資産額	288.65円
1株当たり当期純利益金額	20.39円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19.49円

(注) 1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成26年 5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,644,727
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	12,052
(うち新株予約権(千円))	(6,507)
(うち少数株主持分(千円))	(5,544)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,632,674
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,656,300

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	108,577
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	108,577
期中平均株式数(株)	5,324,921
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	245,194
(うち新株予約権(株))	(157,067)
(うちストック・オプション(株))	(88,127)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

1. 第11回新株予約権(ストック・オプション)の発行について

平成26年5月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成26年6月5日付で第11回新株予約権を発行し、割当を行いました。なお、その概要は以下のとおりであります。

(第11回新株予約権の概要)

(1)新株予約権の数	1,420個
(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式142,000株(新株予約権1個につき100株)
(3)発行価額	新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
(4)行使価額	新株予約権1個当たり36,100円
(5)割当日	平成26年6月5日
(6)新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社従業員 26名(1,420個)
(7)行使期間	平成28年6月5日から平成31年6月4日まで
(8)行使条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。

2. 第12回新株予約権の発行について

平成26年6月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対し、第12回新株予約権を有償発行することを決議し、平成26年6月30日付で第12回新株予約権を発行し、同日発行価額全額の払込手続が完了しました。なお、その概要は以下のとおりであります。

(第12回新株予約権の概要)

(1)新株予約権の数	3,000個
(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式300,000株(新株予約権1個につき100株)
(3)発行価額	総額570,000円(新株予約権1個につき190円)
(4)行使価額	新株予約権1個当たり36,400円
(5)割当日	平成26年6月30日
(6)新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 5名(2,600個) 当社監査役 3名(400個)
(7)行使期間	平成26年6月30日から平成31年6月29日まで
(8)行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21日営業日)の平均株価が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満了日までに行使しなければならない。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	696,500	1.83	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	28,500	2.32	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	249,375	2.32	平成27年
合計	-	974,375	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	249,375	-	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	131,862	568,633	843,641	1,385,463
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(千円)	66,343	59,385	1,089	120,155
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	66,475	47,767	5,973	108,577
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	12.98	9.24	1.14	20.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	12.98	21.89	7.71	18.51

(注) 当社は平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,006,316	1,121,435
売掛金	65,994	370
オークション未収入金	2,317,949	2,320,391
商品	222,753	462,129
前渡金	71,079	230,137
関係会社短期貸付金	-	83,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	28,500
繰延税金資産	53,937	40,994
その他	336,770	327,546
貸倒引当金	361	31
流動資産合計	1,627,439	2,014,974
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	89,296	89,944
建物(純額)	10,513	7,410
車両運搬具		
減価償却累計額	9,865	10,114
車両運搬具(純額)	252	567
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	26,077	28,866
工具、器具及び備品(純額)	5,353	4,982
有形固定資産合計	16,120	12,960
投資その他の資産		
関係会社株式	16,440	50,100
出資金	500	500
敷金及び保証金	47,074	51,520
長期未収入金	16,374	16,382
関係会社長期貸付金	-	249,375
繰延税金資産	-	15,018
商品共同投資	15,238	240,853
貸倒引当金	13,816	13,819
投資その他の資産合計	81,810	609,930
固定資産合計	97,930	622,891
資産合計	1,725,370	2,637,865

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,672	4,669
オークション未払金	2 293,724	2 52,585
短期借入金	-	1 480,000
1年内返済予定の長期借入金	-	28,500
未払金	3 40,628	3 30,954
未払法人税等	4,726	19,880
前受金	16,101	15,648
賞与引当金	13,452	18,484
役員賞与引当金	14,982	24,415
その他	5,794	10,049
流動負債合計	395,081	685,186
固定負債		
長期借入金	-	249,375
退職給付引当金	28,950	33,500
長期預り金	12,600	12,600
固定負債合計	41,550	295,475
負債合計	436,631	980,661
純資産の部		
株主資本		
資本金	792,971	920,203
資本剰余金		
資本準備金	397,721	524,953
資本剰余金合計	397,721	524,953
利益剰余金		
利益準備金	37,687	37,687
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	275,768	390,679
利益剰余金合計	313,455	428,366
自己株式	222,826	222,826
株主資本合計	1,281,322	1,650,696
新株予約権	7,416	6,507
純資産合計	1,288,738	1,657,204
負債純資産合計	1,725,370	2,637,865

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
売上高	1,248,610	1,169,835
売上原価	650,903	402,981
売上総利益	597,706	766,854
販売費及び一般管理費	1,256,900	1,261,983
営業利益	36,806	150,870
営業外収益		
受取利息	195	15,042
受取査定報酬	2,347	721
為替差益	7,298	1,554
受取保険金	-	1,800
貸倒引当金戻入額	266	326
その他	1,153	947
営業外収益合計	11,261	10,392
営業外費用		
支払利息	816	7,724
新株予約権発行費用	-	8,147
その他	120	764
営業外費用合計	936	16,636
経常利益	47,130	144,627
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,777
特別利益合計	-	1,777
特別損失		
固定資産除却損	455	31,450
関係会社株式評価損	1,949	1,440
事務所移転費用	-	2,318
特別損失合計	2,405	5,210
税引前当期純利益	44,725	141,195
法人税、住民税及び事業税	3,069	18,266
法人税等調整額	6,374	2,076
法人税等合計	9,443	16,190
当期純利益	35,281	125,004

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	785,155	389,905	389,905	37,687	265,385	303,072	87,856	1,390,276	
当期変動額									
新株の発行	7,816	7,816	7,816					15,632	
剰余金の配当					24,898	24,898		24,898	
当期純利益					35,281	35,281		35,281	
自己株式の取得							134,970	134,970	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	7,816	7,816	7,816	-	10,382	10,382	134,970	108,954	
当期末残高	792,971	397,721	397,721	37,687	275,768	313,455	222,826	1,281,322	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,975	1,395,252
当期変動額		
新株の発行		15,632
剰余金の配当		24,898
当期純利益		35,281
自己株式の取得		134,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,441	2,441
当期変動額合計	2,441	106,513
当期末残高	7,416	1,288,738

当事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	792,971	397,721	397,721	37,687	275,768	313,455	222,826	1,281,322	
当期変動額									
新株の発行	127,231	127,231	127,231					254,463	
剰余金の配当					10,094	10,094		10,094	
当期純利益					125,004	125,004		125,004	
自己株式の取得								-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	127,231	127,231	127,231	-	114,910	114,910	-	369,373	
当期末残高	920,203	524,953	524,953	37,687	390,679	428,366	222,826	1,650,696	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,416	1,288,738
当期変動額		
新株の発行		254,463
剰余金の配当		10,094
当期純利益		125,004
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	908	908
当期変動額合計	908	368,465
当期末残高	6,507	1,657,204

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～15年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「商品共同投資」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお前事業年度の「商品共同投資」は15,238千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、「売上高」において区分掲記していた「オークション事業収入」、「その他事業収入」及び「売上原価」の「オークション事業原価」、「その他事業原価」は、セグメント情報の区分の見直しにより単一セグメントとなったため、当事業年度より「売上高」、「売上原価」に統一して表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
定期預金	300,000千円	300,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
短期借入金	- 千円	480,000千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
短期金銭債権	77,203千円	4,065千円
短期金銭債務	4,206	535

4. 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
エーペック株式会社(借入債務)	-	215,000千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
関係会社への販売手数料	3,202千円	7,535千円
関係会社からの受取利息	-	4,855

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31.5%、当事業年度32.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度68.5%、当事業年度67.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
役員報酬	66,220千円	78,309千円
給料及び手当	145,437	146,067
地代家賃	79,101	80,994
賞与引当金繰入額	13,452	18,484
役員賞与引当金繰入額	14,981	24,414
退職給付費用	3,300	4,850
減価償却費	3,116	6,197

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
建物	433千円	1,428千円
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	22	22

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

1. 子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額50,100千円の内訳は子会社株式50,100千円、関連会社株式0千円、前事業年度の貸借対照表計上額16,440千円の内訳は子会社株式15,000千円、関連会社株式1,440千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関連会社株式について1,440千円の減損処理を実施しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が貸借対照表計上額に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金否認額	5,111千円	6,580千円
退職給付引当金否認額	10,309	11,926
未払事業税否認額	644	1,112
減価償却超過額	3,923	2,353
貸倒引当金否認額	5,047	4,930
棚卸商品評価損否認額	44,504	32,537
関係会社株式評価損否認額	6,749	7,262
資産除去費用否認額	4,473	4,626
繰越欠損金	40,105	-
その他	15,752	16,388
繰延税金資産小計	136,622	87,718
評価性引当額	82,685	31,705
繰延税金資産合計	53,937	56,013
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	53,937	56,013

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	18.8	7.7
住民税均等割	1.0	1.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.3
評価性引当額	37.1	36.2
その他	0.4	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.1	11.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成26年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%より35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,838千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております

(重要な後発事象)

1. 第11回新株予約権(ストック・オプション)の発行について

平成26年5月21日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成26年6月5日付で第11回新株予約権を発行し、割当を行いました。なお、その概要は連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)1. 第11回新株予約権(ストック・オプション)の発行について」をご参照ください。

2. 第12回新株予約権の発行について

平成26年6月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対し、第12回新株予約権を有償発行することを決議し、平成26年6月30日付で第12回新株予約権を発行し、同日発行価額全額の払込手続が完了しました。なお、その概要は連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)2. 第12回新株予約権の発行について」をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	99,810	416	2,871	2,091	97,355	89,944
車両運搬具	10,117	2,268	1,704	1,953	10,681	10,114
工具、器具及び備品	31,431	2,720	302	3,069	33,849	28,866
有形固定資産計	141,359	5,405	4,878	7,113	141,886	128,925

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	14,177	39	365	13,850
賞与引当金	13,452	18,484	13,452	18,484
役員賞与引当金	14,982	24,415	14,982	24,415

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shinwa-art.com/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第24期）（自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日）平成25年8月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年8月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）平成25年10月15日関東財務局長に提出。

第25期第2四半期（自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日）平成26年1月14日関東財務局長に提出。

第25期第3四半期（自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日）平成26年4月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成25年9月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年11月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役及び監査役に対する新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年11月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成26年6月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役及び監査役に対する新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成25年11月25日関東財務局長に提出

平成25年11月8日提出の臨時報告書（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 8月29日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成26年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年6月5日付で第11回新株予約権を発行している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年6月30日付で第12回新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成26年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成26年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が連結財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 8月29日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿 目 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年6月5日付で第11回新株予約権を発行している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年6月30日付で第12回新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。